

# 電子処方箋について

令和2年3月26日

## 電子処方箋について（経緯）

- 平成28年に、処方箋について電磁的記録による作成、公布及び保存を可能とした（e文書法施行規則\*）。

\*厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令

- 同年、電子処方箋の基本的な考え方などをまとめた、「電子処方箋の運用ガイドライン」を策定した。

- 仕組みを煩雑化させている紙媒体の引換証を必要とする運用\*の見直しなどの検討課題について、有識者からなる「電子処方箋の円滑な運用に関する検討会」を開催し（令和元年9月より2回開催）、ガイドラインの改定を含めた必要な方策の検討を行った。

\* 全ての薬局が電子処方箋に対応していない状況を考慮して、電子処方箋の発行とともに、紙媒体の引換証を患者に渡して、薬局でその引換証を提出する運用としていた。



- 今年度中に、上記検討会における検討を踏まえて「電子処方せんの運用ガイドライン」の改定を行う。

- 昨年12月20日閣議決定の「新デジタルガバメント実行計画」において、令和5年度から、処方箋の電子化について環境を踏まえた実施を目指すこととしている。

## 電子処方箋の運用ガイドラインについて（主な項目の概要（パブコメ中の内容）①）

### ○ 電子処方箋の運用の仕組み

電子処方箋管理サービスを用い、患者の求めに応じて医療機関が電子処方箋を登録し、薬局が取得する方法を用いることが想定される。基盤となるシステム構成は、拡張性やコスト面を考慮し、運営主体にかかわらず、クラウドサービスを活用した構成とすることが望ましい。

- \* 電子メールによる処方箋の送受信については、内容改ざんやのぞき見をされないようにするためのセキュリティ確保の点、医療機関でのメールアドレスの管理業務の負担や誤送信の危険性の点から、本ガイドラインでは採用しない。
- \* 複数の電子処方箋管理サービスの運用が行われる場合、薬局が複数の電子処方箋管理サービスを活用することも想定される。このため、電子処方箋管理サービスの標準化とともに、医療機関、薬局、電子処方箋管理サービスの運営主体の相互運用性を確保する必要がある。

### ○ HPKIの電子署名の活用

医師・歯科医師は、患者に交付する処方箋に、記名押印又は署名しなければならない（医師法施行規則）。また、薬剤師は調剤したときは、処方箋に調剤済みの旨、記名押印又は署名しなければならない（薬剤師法）。安全管理ガイドラインでは、医師・歯科医師等の国家資格保有者による記名押印又は署名が法令で義務づけられた文章について、電子署名に代える場合、HPKIの電子署名を推奨している。本ガイドラインにおいても、HPKIの電子署名を推奨する。

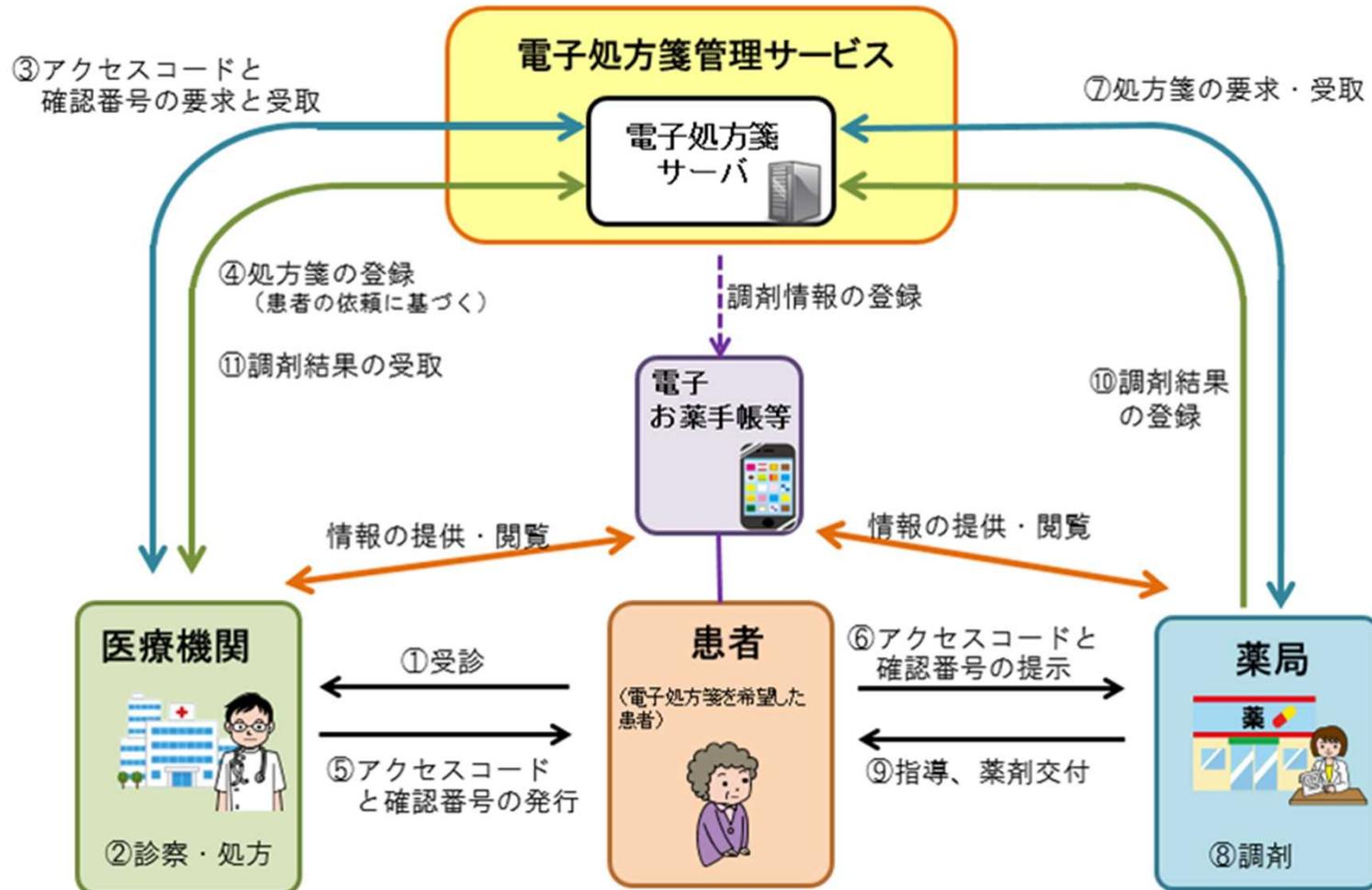
### ○ 電子版お薬手帳との連携確保

患者処方内容を可視化して知り、活用するためには、電子版お薬手帳との連携が不可欠である。電子処方箋管理サービスの運用主体は、患者からの登録の依頼に基づき調剤の結果を電子版お薬手帳の運営主体に送信できるようにするなど、電子版お薬手帳との連携確保に取組み、処方箋の電子化のメリットを患者が享受できるようにする必要がある。

### ○ 電子処方箋の運用にあたって

フリーアクセス確保の観点を踏まえた運用とする（具体的には次項）

## (参考) 運用のフロー (パブコメ中の内容)



## 電子処方箋の運用ガイドラインについて（主な項目の概要（パブコメ中の内容）②）

### ○ 電子処方箋管理サービスの運営主体

以下についての取組を適切に実施することが必要である。

- ・ 事業の継続性の確保
- ・ システムの安全性の確保
- ・ 相互運用性の確保
- ・ 医療機関、薬局について認証する仕組みの確保
- ・ 電子版お薬手帳との連携等の確保
- ・ 電子処方箋の運用に関する問い合わせ対応の実施

### ○ 患者への説明と理解を求める取組

患者が自由に調剤を受ける薬局を選択できるよう、行政を含む関係機関により、あらかじめ患者が利用する地域における電子処方箋に対応した薬局をホームページ等を通して提示しておくことが望ましい。

医療機関や薬局で電子処方箋への対応が不可能な場合には、医療機関で紙の処方箋を発行する場合もある。

### ○ 安全管理ガイドラインに基づくネットワーク回線のセキュリティ

電子処方箋の運用にあたっては、医師・歯科医師が作成した処方情報が、その情報を取得すべき薬局に、正しい内容で、覗き見されない方法で、提供される必要がある。このため、医療機関・薬局・電子処方箋管理サービス間のネットワーク回線のセキュリティは、安全管理ガイドラインに従い、回線の経路の暗号化等の対策を講じる必要がある。

### ○ 今後の電子処方箋の普及促進のための方策について

本ガイドライン改定の検討においては、以下の更なる課題が提示された。

- ・ 各地域で異なる複数の運用主体により電子処方箋管理サービスが行われる場合、医療機関や薬局が複数の電子処方箋管理サービスに対応することが必要となり対応が複雑化・困難化するほか、地域包括ケアシステムを整備する中でそれぞれのサービスの機能にばらつきができるのは望ましくないのではないか。
- ・ 地域の医療機関や薬局が安心して電子処方箋を利用するための認証制度等の仕組みが必要ではないか。

また、処方箋の電子化のメリットである、患者が服用する薬剤の重複を避け、一元的・継続的な服薬状況の効率的な把握に資する観点からは、処方箋管理サービスは相互に連携し、全ての処方に関して統一的に実施していくことが患者にとってメリットが大きいものと考えられる。

このため、電子処方箋を実際に普及していくためには、今後、更なる情報技術の進展、マイナンバー制度のインフラを活用した医療保険のオンライン資格確認の進捗などを踏まえ、システムの安全性の確保や医療機関、薬局、電子処方箋管理サービスの運営主体間の標準化・相互運用性の確保などについて、上記の諸課題などを念頭に置きつつ普及の具体策を引き続き検討していく必要がある。

### ○ 運営主体の確保

- ・ 「電子処方箋の運用ガイドライン」は当初、地域医療情報連携ネットワークにおける電子処方箋管理サーバーの運用を想定していたところ。
  - 電子処方箋管理サーバーを運用している地域医療情報連携ネットワークの実例は把握できていない。
- ・ 民間事業者によるサービス提供
  - 運用例は把握できていない。

### < 「電子処方箋の運用ガイドライン」の関連部分（要約） >

#### ○ 電子処方箋管理サービスの運営主体

以下についての取組を適切に実施することが必要である。

- ・ 事業の継続性の確保
- ・ システムの安全性の確保
- ・ 相互運用性の確保
- ・ 医療機関、薬局について認証する仕組みの確保
- ・ 電子版お薬手帳との連携等の確保
- ・ 電子処方箋の運用に関する問い合わせ対応の実施